

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び害を被ることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な害を被った後に受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記

録されずに市内に居住している者をいう。

(7) 市民等 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動を行う団体をいう。

(8) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

(9) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、再被害及び二次的被害の発生の防止並びに犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民等は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被

害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解促進)

第8条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、再被害及び二次的被害の発生を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第10条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族

(これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。) に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(転居費用の助成)

第 1 1 条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難になったと市長が認めるものに対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居(最初の転居に限る。)したときは、規則で定めるところにより、その転居に要した費用を助成するものとする。

(支援の制限)

第 1 2 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、この条例に基づく犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。